

大津市道路及び交通に関する財務事務の執行について

１ 全般意見

大津市道路及び交通に関する組織体制の見直しと情報共有について（全般意見１）（本報告書 21 頁）

１．事案の概要

市の道路及び交通に関する事業の執行体制については、いくつかの機構改革の変遷を経て現在の組織体制になっているが、下記のとおりいくつか共通の業務実態が見える。

- ① 道路工事事務を行う所管課が複数に跨っている。
- ② 市の道路及び交通に関する事業について概ね、ほとんどの所管課が個別計画を所管している。
- ③ 橋梁の維持管理工事は、本来なら維持管理を専門に実施している道路・河川管理課の所管のはずだが、人員体制等の問題や組織変遷の経緯もあり、現在は道路建設課が所管している。

これらの組織体制の実態を踏まえて、適正かつ効果的効率的な組織体制の視点から見れば、以下の課題が浮かび上がってくる。

- ① 慢性的な人員不足に陥っている。
- ② 道路建設課は橋梁の維持管理という本来の専門ではない機能を所管している。
- ③ 道路整備又は道路の拡幅工事機能が分散化している組織体制であり、主たる業務として所管している道路建設課だけでなく建築指導課や市街地整備課も所管している。

２．監査の結果及び意見

市にとって恒常的な課題である慢性的な人員不足と求められる機能の効率化集約化を図る観点から、以下の手法が考えられるので、優先順位を勘案して解決策を検討されたい。

- ① 所管課の部分最適ではなく市全体の全体最適の観点から、建築指導課や市街地整備課に分散している道路整備等の機能を道路建設課に集約し、組織体制や予算を見直す。
- ② 道路整備等の機能、道路・橋梁の維持管理機能の集約化のみを行う組織体制を見直す。
- ③ 現行の組織体制はそのままにして、プロジェクトチームを設置するなど臨時的な組織体制を設定して、緊急避難的な対応を図る。

なお、こうした手法を検討する際には、庁内の合意形成を円滑に進めることが極めて重要であり、これまで以上に関係所管課がより一層の情報共有を図ることが重要となることから、これらの点にも十分配慮して進められたい。

講じた措置の内容

【取組中】

組織体制については、各部局のヒアリング等により、毎年度必要に応じて見直しや改編を行っているところであり、令和６年４月より新たに道路インフラ保全室を組織し、道路建設課から橋梁等の維持管理に係る業務を移管します。今後も、関連する部局と協議を進め、適正な組織体制となるよう努めてまいります。

	(人事課)
大津市道路及び交通に関する個別計画の進捗管理のあり方について（全般意見 2）（本報告書 25 頁）	
1. 事案の概要 市は、大津市総合計画第 2 期実行計画に対する道路及び交通に関する個別計画を策定し、事業を実施している。このうち、大津市地域公共交通計画、大津市舗装長寿命化修繕計画、大津市橋梁長寿命化修繕計画を取り上げ、目標値の設定と進捗管理の視点で比較すると、大津市地域公共交通計画は地域公共交通における課題を整理し、具体的な指標を設定して 5 年間の計画期間で具体的な事務を執行し、その進捗管理を行って、結果を公表している。 一方、大津市舗装長寿命化修繕計画や大津市橋梁長寿命化修繕計画は、そもそも大津市地域公共交通計画のような具体的な目標値は設定しておらず、その進捗管理の実施と内容の公表をしていない。 2. 監査の結果及び意見 道路及び交通に関する事業は中長期にわたるものであり、当初に設定した前提条件における事業環境も刻々と変動するため、これらの個別計画は具体的な数値目標を設定して継続的な更新を行うとともに、進捗管理を適切に実施することが求められる。 よって、市は今後、大津市地域公共交通計画を除く個別計画における目標値を設定し、その達成状況について進捗管理と効果検証を行う仕組みを構築し、適時に公表することを検討されたい。	
講じた措置の内容 【検討中】 「大津市橋梁長寿命化修繕計画」について、目標値の設定と、進捗管理や効果検証を行う仕組みの構築及び公表について、引き続き、検討します。 (道路建設課) 【取組中】 「大津市舗装長寿命化修繕計画」については、データの収集及び分析、将来予測シミュレーションを行うなど、次期計画の立案を進めているところであり、今後、目標値の設定などについても検討を進めます。 (道路・河川管理課)	
大津市道路及び交通に関する事業評価と行政評価の関係について（全般意見 3）（本報告書 26 頁）	
1. 事案の概要 市は、道路及び交通に関する事業について、令和 3 年度の施策評価及び事務事業評価を行っている。市は事務事業評価の対象外事業の要件を定めており、このうち、道路及び交通に関する事業は、「公共事業のうち建物建設事業及び複数年度に亘り計画的に推進する事業」として道路整備が該当している。また、「施設の改修、維持補修事業」として道路維持が該当し、更に災害復旧事業も事務事業評価の対象外となっている。 こうしたこともあってか、市の所管課は個別計画に基づき道路及び交通に関する事業を実施	

しているにもかかわらず、そのほとんどが個別の事業評価をしていない。

2. 監査の結果及び意見

市が公金を投入して事業を実施する際に個別計画を策定しているにもかかわらず、その計画の進捗管理と実施状況の評価として、事業評価をしないというのは適切な対応とは言えない。計画を策定する以上、その評価を行って次の施策に活用するというPDCAサイクルを実行するのは当然のことである。

市が事務事業評価の対象外とすることの趣旨と事業評価をしないことは次元の異なるものであり、事務事業評価の対象外だから事業評価をしないというのは合理的な理由がない限り、市は説明責任を果たしていないものと思料される。

市は道路及び交通に関する事業の実施に際して多くの公金を投入していることから、その費用対効果を含めて個別計画に基づく事業評価を行い、評価結果に基づく次の対応について、その結果を公表することを検討されたい。

講じた措置の内容

【取組中】

都市計画道路 3.4.50 号桜かや線については令和 5 年度中に完工したことから、今後、事業評価を行い、結果を公表する予定をしています。

(都市魅力創造課)

【措置・改善済】＜令和 4 年度＞

個別計画としての「大津市狭あい道路拡幅整備促進計画」は、社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき滋賀県と共同で策定した「滋賀県内における災害に強い住まい・まちづくり計画」で包括されており、そちらで評価を行っていることから、当該計画書及び事業評価を大津市ホームページ上に掲載しました。

(建築指導課)

大津市道路及び交通に関する協働連携型のインフラマネジメントについて（全般意見 5）（本報告書 28 頁）

1. 事案の概要

市は道路及び交通に関する事業を実施する過程で、市民と向き合い市民のニーズを踏まえた施策を展開するため、市民の道路及び交通に関する意識調査を行っている。また、大津市地域公共交通活性化協議会を立ち上げて地域公共交通計画における施策の実施及び進捗管理等に関する定期的な協議や連絡調整を行っている。ただ、その運用という点では課題も見受けられる。

たとえば、建設部地域交通政策課では、大津市地域公共交通活性化協議会における委員の発言する時間が短く十分な議論ができていない状況を踏まえて、建設的な議論の活発化のために、各委員や関係者間のみならず、他の関連部署との協働や情報交換を臨機応変に行う工夫の余地があることを指摘している。また、都市計画部市街地整備課では膳所駅周辺整備推進事業を行う際の事業性調査や関係者の意向確認は今後の対応となっている。市が当該事業を効果的効率的に進めるためには、事業手法の整理など民間の専門的な知見等の活用が求められ、更なるサウンディング調査や民間提案制度など民間の知見を活用する必要があることを指摘して

いる。

2. 監査の結果及び意見

市の道路及び交通に関する市民との協働や連携については、より一層の工夫が必要と考えられる。他都市では、道路管理者側が主体的に他の民間主体等と連携協働によるマネジメントを実施する仕組みである「協働型インフラ・マネジメント」、シーニックバイウェイ北海道の事例やインフラマネジメント計画を公表して市民との更なる協働や民間事業者が有するノウハウを積極的に導入しようとする府中市の事例がある。

市は、こうした他都市の先進事例も参考にして、市の道路及び交通に関して、より一層の協働連携型のインフラマネジメントを推進することを検討されたい。

講じた措置の内容

【取組中】

令和5年度に実施した膳所駅南側駅前広場整備手法検討等業務委託の結果を基に、今後、周辺地権者等と南側周辺の土地利用について検討を進める予定です。

(都市魅力創造課)

【取組中】

令和5年度は、大津市地域公共交通活性化協議会において、デマンド型乗合タクシーの運行や路線バスの減便、廃止に係る動向のほか、地域公共交通に関する国、県の取組内容等について協議を重ねるとともに、関係部署と情報を共有しました。

今後も、関係者等と連携を密にし、地域公共交通の活性化に資する事業を実施します。

(地域交通政策課)

【検討中】

「協働型インフラマネジメント」の導入については、道路マネジメントの方向性や実施主体についての調整など、検証すべき課題も多いことから、引き続き他都市の動向や効果を注視していきます。

(道路・河川管理課)

1 個別意見

(1) 建設部道路建設課

結果（1－1）土地一覧表の管理不備について（本報告書 48 頁）

1. 事案の概要

道路事業が終了し道路が令和3年度末までに供用されているにもかかわらず、路政課に所管換えがされずに、土地一覧表に道路建設課の所管として残っている施設名称が都市計画道路3・4・9号馬場皇子が丘線(札の辻工区)改良事業など114件存在している。これは、道路が供用開始された時点で、路政課に所管換えを行うために必要な手続がなされていなかったことが原因である。

2. 監査の結果及び意見

道路が供用されているにもかかわらず、路政課に所管が移管されていない状況は、直ちに市

民に影響を及ぼすものではない。しかし、道路建設課の業務の遅延は規模が大きく、単なる手続遅延とは認められず異常な状況にあると考えられる。この状況を改善するには、過去の土地取得や工事関係の資料の確認のほか、道路用地と隣地との境界の確認、道路用地の再測量、現地の実地確認などを道路用地に区分される施設名称の件数 100 件以上を対象として行うこととなり、膨大な作業となる。

このため、現在の道路建設課の人員体制と予算で対応することは極めて困難であることから、改善に必要な手続を行っていくために期間を限定した特別プロジェクトチームの設置など、必要な人員と予算を確保の上、組織的な体制の構築を検討されたい。

講じた措置の内容

【取組中】

供用が開始されている路線の道路用地について、令和 4 年度は、地積 2,719.08 m²、延長約 270m 相当を、令和 5 年度は地積 25,356.42 m²、延長約 1,463m 相当を路政課へ所属換えしました。今後も用地取得と工事の進捗に合わせ、用地測量、官民境界杭の設置等を行い、所属換えに取り組みます。

(道路建設課)

意見（１－１）建物補償再算定業務委託を随意契約によっていることについて（本報告書 41 頁）

１．事案の概要

立ち退きの際の建物補償額の算定に関しては、土地所有者との当初の交渉の際に実施される建物補償算定業務委託及び補償算定調書精度監理業務委託、交渉が終了する際に実施される建物補償再算定業務委託の三つがある。建物補償算定業務委託契約の委託先は、指名競争入札により決定している。補償算定調書精度監理業務委託契約の委託先についても、指名競争入札により決定している。一方、建物補償再算定業務委託契約の委託先は、建物補償算定業務委託契約と同じ者としており、随意契約（適用法令は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）によっている。

２．監査の結果及び意見

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号は、当該業者以外の第三者に契約を履行させることが業務の性質上不可能又は著しく困難な場合を想定している。しかし、建物補償再算定業務委託契約においては、当該業者以外の第三者も土地・家屋等の調査等の専門業者であり、当初の建物補償算定業務委託契約の成果物を活用することなどにより、建物補償再算定業務委託を履行することは可能である。建物補償算定業務委託及び補償算定調書精度監理業務委託においては、指名競争入札が行われている。当該入札における応札者は多く、落札率は 80% を下回っており競争性が確保されていることから、建物補償再算定業務委託についても、指名競争入札を行うことを検討すべきである。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

令和 5 年度の建物補償再算定業務の委託に当たっては、指名競争入札を実施しました。今後も原則として指名競争入札を行い、競争性の確保に努めます。

(道路建設課)
意見（１－２）未買収地による事業の進捗遅れの懸念について（本報告書 44 頁）
1. 事案の概要 都市計画道路 3・4・9 号馬場皇子が丘線（北国町工区）の当初の事業期間は、平成 22 年度～令和 2 年度であったが、平成 22 年度～令和 6 年度に変更されている。これは、事業予定地の一部の取得ができていないことが主たる要因である。この未買収地については買収交渉が難航し、開通目標年度が近付く中、期限までに任意による土地取得は困難と判断され、令和 3 年 3 月に滋賀県に対し、収用の裁決申請を行った。令和 3 年 12 月に滋賀県収用委員会による審理が開催されたが結審せず、令和 4 年 12 月に第 2 回審理が行われることとなった。このため、結審及び裁決は令和 5 年中となる見込みである。裁決後、相手方が明渡しに応じない場合は行政代執行となり、土地の取得は令和 6 年度以降になるおそれがある。 2. 監査の結果及び意見 令和 3 年度においては、未買収地のため事業の進捗は停滞せざるを得なかったが、令和 3 年度末の事業の進捗率は 69%であるので、認可を受けた事業期間の終了年度である令和 6 年度までの 3 年間で停滞した事業の進捗を 100%とすることが目標となる。しかし、現状では未買収地の取得が遅れるおそれがある上、道路が供用されるまでの残工事があり、令和 6 年度中の開通に間に合わない懸念がある。本路線において通行する市民の安全を早急に確保するため、市はできる限りの早急な対応を継続すべきである。
講じた措置の内容 【措置・改善済】 相手方が土地の明渡しに応じたため、事業用地の取得率は 100%となりました。今後、早期の供用開始を目指し、道路整備を進めます。 (道路建設課)
意見（１－３）補償金の土地取得価額への按分について（本報告書 45 頁）
1. 事案の概要 都市計画道路 3・4・9 号馬場皇子が丘線（北国町工区）の事業において、土地売買代金のうち引渡時の残金の支払、この土地上の家屋補償金及び営業補償金の残金の支払があった。土地売買代金 4,588,960 円、補償金 48,456,000 円及び付随費用 552,440 円の合計 53,597,400 円が土地の取得価額である。取得した土地は地番が二つに分かれているため、取得価額を二つに分けることとなる。取得価額の分割において、土地売買代金は土地面積に比例しているが、補償金及び付随費用（登記委託料と登記手数料）は土地面積とは関係なく、単に土地の件数で按分している。これは、市が補償金及び付随費用について簡便な処理を行っているためであり、従来から採用されてきた方法である。 2. 監査の結果及び意見 補償金は、土地売買代金より高額となることが多く重要性は高い。補償金及び付随費用についても、土地売買代金と同様に土地面積に比例させて取得価額を按分することがより正確な方法である。より正確な方法を行っても事務処理を行う上で煩雑さはないため、市は簡便な処理

方法からより正確な方法に変更すべきである。その際、過去に実施した簡便な処理方法の見直しも併せて検討されたい。
講じた措置の内容 【措置・改善済】 補償金及び土地取得に係る付随費用については、令和５年度から取得面積に応じ按分する手法を採用しています。また、過去に取得した土地についても見直しを行い、是正しました。 （道路建設課）
意見（１－４）事業の進捗遅れの懸念について（本報告書 47 頁）
１．事案の概要 都市計画道路 3・5・101 号本堅田衣川線の事業期間は、平成 29 年度～令和 6 年度である。令和 3 年度末の事業の進捗率は 9％であり、事業の認可期限までに完了することが非常に困難な状況である。これは、認可を受けた事業期間内の年度ごとの予算が取れなかったことが主たる原因である。 ２．監査の結果及び意見 事業収用予定地は、小学校と高校の公有地のほか、民間会社が使用している土地や移転交渉に時間を要する民間の住宅があり、工事に着手し、供用が開始されるまでには相当の期間を要することが予想される。認可を受けた事業期間の終了年度は令和 6 年度であるが、令和 7 年度以降に変更せざるを得ない状況である。 本路線は、住民が参加する令和 3 年度通学路合同点検の結果、道路管理者による対策必要箇所として抽出されており、通学路の安全を確保すべき道路である。市はできる限りの早急な対応を行うべく、人材や財源等の確保のための庁内調整を行う必要がある。
講じた措置の内容 【取組中】 令和 5 年度は南側の事業予定地の地権者と土地売買契約を締結、用地を取得しました。引き続き、北側の事業予定地の建物補償調査等を行い、用地取得に取り組みます。また、国や滋賀県に対し、継続的かつ安定的な補助金措置の要望を行い、安定的な財源確保に努め、着実に道路整備を進めます。 （道路建設課）
意見（１－５）橋梁点検の地域一括発注及び工事委託における前金払について（本報告書 50 頁）
１．事案の概要 公共工事においては、着工時に工事代金の一部を前払する制度が設けられているが、受注者が債務不履行に陥った場合に、前払金の保証を行う保証事業会社により、発注者が支出した前払金を保証する制度が設けられている。 一方、橋梁点検の地域一括発注及び工事委託においても前払が行われているものがあったが、その協定書において、保証事業会社との保証契約についての記載がなかった。 ２．監査の結果及び意見

前金払は、地方自治法施行令第 163 条の規定により認められているものであり、その支出を否定するものではないが、橋梁点検の地域一括発注や工事委託の場合においても、工事請負契約の取扱いと平仄を合わせることが望ましいと考えられ、受注者との協議録に記載するなど、何らかの形で文書化などすることを検討されたい。

講じた措置の内容

【取組中】

前金払の履行保証について、協議録に記載すること等、その都度、受託者と協議しています。
(道路建設課)

(2) 建設部道路・河川管理課

(結果 2－2) 舗装長寿命化計画策定における路面性状調査の実施について (本報告書 70 頁)

1. 事案の概要

令和 2 年に策定された大津市舗装長寿命化修繕計画においては、将来予測シミュレーションに基づく総事業費の見込額やコスト削減効果が示されていない。これは、これらを試算するために必要な直近の路面性状調査の実施が平成 25 年度と一定の期間を過ぎていたが、社会資本整備総合交付金の要件に当該計画の策定が必要とされていたため、当該計画の策定を優先したためである。市が当該計画の策定に際し参考とした国の舗装点検要領では、点検頻度として「全路線、全車線対象に 5 年に 1 回の頻度で行うことを基本とする」とされており、当該計画策定時点では既に前回の路面性状調査から 5 年を超過していた。

2. 監査の結果及び意見

道路をはじめとした社会資本の老朽化は全国的にも問題となっており、それゆえ、国は公共施設等の管理計画や道路・橋梁等の長寿命化計画の策定を推進し、社会資本整備総合交付金の交付要件にも老朽化対策を行う事業の計画の策定を求めているものである。県や隣接する京都市等における同種計画では、基本方針や推進方針、実施スケジュールのほか、将来予測シミュレーションに基づく総事業費の見込額やコスト削減効果を示しているものも少なくない。

市は、今後においては 5 年を目途に定期的な路面性状調査を実施するとともに、次期舗装長寿命化計画の策定においては、将来予測シミュレーション等に基づいた総事業費やコスト削減効果を明確に示すべきである。

講じた措置の内容

【取組中】

令和 4 年度及び令和 5 年度に路面性状調査を実施しました。その結果を受けて、次期舗装長寿命化修繕計画の策定に向け、基礎となるデータの収集及び分析、将来予測シミュレーションを行い、これらに基づく総事業費やコスト削減効果の算定を進めています。

(道路・河川管理課)

(結果 2－3) 道路調査業務の分割発注について (本報告書 71 頁)

1. 事案の概要

市は令和 3 年 8 月、市道幹 1052 号線と幹 2028 号線に関する道路調査業務を別契約として、同日に契約額各 498,300 円にて随意契約を締結している。地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1

項第 1 号に基づき、市においても測量・建設コンサルタント等の委託業務については、予定価格が 50 万円を超えないものについて随意契約が認められるが、当該契約については同日に同じ事業者 3 社に対して見積照合通知書が出されている。業務内容も同じであり、最終的に同一業者が受注していることから、一括して発注することが可能であったと考えられる。

2. 監査の結果及び意見

道路・河川管理課によると、事前に専門業者に聴取を行ったところ、それぞれの調査箇所の交通量から両業務を同一日に実施することは難しいとのことであったが、道路調査業務においては同一日に調査を実施する必要性は低いと考えられる。また、競争入札実施による経費削減効果の検討や業務スケジュールに合わせた業務の遂行も重要であるが、民間事業者との契約においては透明性、公平性の確保を優先すべきである。

講じた措置の内容

【取組中】

近接する箇所で道路調査業務を発注する場合は原則、指名競争入札を実施しています。今後も原則として指名競争入札を行い、透明性・公平性の確保に努めます。

(道路・河川管理課)

(意見 2－7) 緑地台帳の適宜の更新と活用について (本報告書 74 頁)

1. 事案の概要

市が街路樹等の管理において作成している緑地台帳を閲覧し、令和 3 年度に市が民間事業者へ委託して実施した街路樹診断業務の反映状況を確認したところ、道路・河川管理課では緑地台帳への診断結果の反映はできていないとのことであった。

2. 監査の結果及び意見

緑地台帳については法令上の作成義務はないものの、道路緑化の今後の推進に向けて根拠となる資料となる可能性が大きく、適宜の更新が必要となるものと考えられる。紙の緑地台帳では適宜の更新は難しいとのことではあるが、今後は道路管理システムを活用して適宜の更新を実施されたい。

講じた措置の内容

【検討中】

道路台帳システムを活用した緑地台帳の整備を引き続き検討します。

(道路・河川管理課)

(3) 建設部路政課

(意見 3－4) 契約保証金の免除理由の記載について (本報告書 87 頁)

1. 事案の概要

契約保証金とは、契約を締結する場合に債務の完全な履行を確保するために徴する担保であって、債務不履行等の場合に受ける損害の賠償を容易にするため、契約の相手方から納付させる保証金である。

大津市契約規則では、契約保証金について第 24 条第 1 項の各号に該当する場合には契約保

証金の全部又は一部を免除することができると規定されている。契約保証金の対象となる契約には以下のような契約があり、いずれの契約についても契約保証金の全額が免除されている。

- ・道路台帳作成委託契約
- ・道路台帳構造化業務委託契約
- ・道路台帳・境界情報システム、公用自動車等のリース契約

2. 監査の結果及び意見

契約保証金の免除には大津市契約規則第 24 条第 1 項各号のいずれかに該当する必要があるが、上記の契約についてどの号に該当し契約保証金の全額を免除にしたのか文書として残されていない。契約保証金の免除理由の文書化について検討されたい。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

契約保証金を免除する場合において、大津市契約規則第 24 条第 1 項各号のいずれに該当するかを契約締結時の決裁文書等に明記するよう、令和 5 年 8 月に実施した「大津市職員の入札・契約マニュアル」の一部改正にて追記を行い、周知を図りました。

(契約検査課)

(4) 建設部地域交通政策課

(結果 4-1) 月極駐車場の賃貸料について (本報告書 107 頁)

1. 事案の概要

市は、月極駐車場における月額駐車料金について消費税の改正分は反映しているが、大津市公有財産等管理規則に基づいた賃貸料との比較検討が実施されておらず、同規則に基づいた賃貸料との乖離が生じている駐車場が存在している状況が確認された。

2. 監査の結果及び意見

公有財産の賃貸料の計算については同規則第 38 条に定められており、当該月極駐車場の契約は 1 年単位となっているため、契約更新時に賃貸料の見直しが必要となる。市は、同規則第 38 条の規定に従い、契約更新時において賃貸料の算定を実施し、賃貸料の見直しを実施する必要がある。また、当該手続については文書化し、後日検証ができるよう対応することについても留意すべきである。

講じた措置の内容

【取組中】

大津市月極駐車場管理運営業務の業務内容に周辺の駐車場料金等の実態調査業務を設けました。本実態調査により、周辺の駐車場料金との乖離が確認された際には、大津市公有財産等管理規則などに基づき当該駐車場料金の改定を検討いたします。

(建設監理課)

(意見 4-2) 情報セキュリティに関する監査の未実施について (本報告書 99 頁)

1. 事案の概要

「大津市情報セキュリティポリシー」の対策基準では、情報セキュリティに関する監査や自

己点検について規定されている（内容は、本報告書参照）。

土木積算システム「創積 2 1」が平成 18 年 10 月に導入された後に、監査及び自己点検が行われているか確認したところ、監査実施時点（令和 4 年 9 月）までにおいて監査がまったく実施されていないことが判明した。この状態がさらに続けば、情報セキュリティポリシーの遵守状況を適時に確認できていないと言え、情報セキュリティ対策が徹底されない状態や情報セキュリティ対策が業務運用の変化に対応できていない状態が長く継続される可能性がある。

2. 監査の結果及び意見

市は「大津市情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティに関する監査について、現・建設監理課と政策調整部情報システム課が実施時期を定めた上で、計画的に実施すべきである。

講じた措置の内容

【取組中】

土木積算システム「創積 2 1」の導入時以前から、情報政策課にて毎年度全所属を対象にセキュリティセルフチェック（自己点検）を実施することで、人的セキュリティ対策を行っているところです。

一方、情報セキュリティ監査については、総務省が策定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を基に、情報セキュリティ対策の充実を目的として、平成 3 1 年度の本市情報セキュリティポリシーの全面的な見直しの際に、これまでのセキュリティセルフチェック（自己点検）の実施に加え、毎年度の情報セキュリティ監査について明文化しました。

それ以降、情報セキュリティ監査につきましては、情報政策課にて中期計画を始め各種計画を定めて計画的に実施しており、システムが取り扱う情報資産に応じて優先度を設け、令和元年度から令和 3 年度にかけては特定個人情報を取り扱うシステム、令和 4 年度から令和 6 年度にかけては主に個人情報を取り扱うシステムの監査を実施しております。

今後は、令和 6 年度末をもって特定個人情報及び個人情報を取り扱うシステム所管課の監査を完了する予定であり、建設監理課所管システムを含むその他システムは令和 7 年度以降に監査を実施する予定としております。

（情報政策課、建設監理課）

（意見 4－4）大津市地域公共交通活性化協議会の議論の活発化について（本報告書 101 頁）

1. 事案の概要

大津市地域公共交通活性化協議会は民間鉄道会社、民間バス会社をはじめとし、警察や行政、地域住民など多様な立場の構成員により構成される市の地域交通のあり方を検討する会議体である。その議事録を閲覧したところ、鉄道やバスの減便や廃止の話、デマンド型乗合タクシーの稼働に関する議論がほとんどであり、建設的な交通ネットワークの議論や委員全員が発言するディスカッションの時間がとても短いか、ほとんどないことが判明した。

同地域公共交通活性化協議会の会長には大津市地域公共交通活性化協議会設置要項第 4 条第 2 項に基づき副市長が就任することとなっており、地域交通政策課は同地域公共交通活性化協議会の事務局として、立場の異なる関係者の間をつなぎ関係を醸成していく役割を担ってい

る。一方で、同地域公共交通活性化協議会の活動は市の事務事業評価の対象となっている。令和３年度の事務事業評価シートには「協議会が事業主体となって様々な活性化施策を推進することにより、」との記載があり、有効性の評価ではＣ評価になっており、事務局の活動がまだまだであることが考えられる。

２．監査の結果及び意見

事務局の役割発揮の一つとして、建設的な議論の活発化のために、対外的には各委員や関係者とのコミュニケーションを深めることや、対内的には地域交通政策課の業務として、他の関連部署との協働や情報交換の場を設定し臨機応変に行うことを検討されたい。

講じた措置の内容

【取組中】

令和５年度は、大津市地域公共交通活性化協議会において、デマンド型乗合タクシーの運行や路線バスの減便、廃止に係る動向のほか、地域公共交通に関する国、県の取組内容等について、関係部署と情報を共有しました。

今後も、関係者等と連携を密にし、地域公共交通の活性化に資する事業を実施します。

(地域交通政策課)

(意見４－５) デマンド型乗合タクシーの利用状況の地域別格差について (本報告書 101 頁)

１．事案の概要

大津市地域公共交通活性化協議会において検討される内容は、各地域における地域組織で出された意見が前提になっている。デマンド型乗合タクシーも同地域公共交通活性化協議会で検討される議案の一つであり、地域住民からの要望を受けて実証運行をスタートさせた経緯がある（デマンド型乗合タクシーの内容は、本報告書参照）。

市の地域交通は市営がなく民間鉄道と民間バスに依拠せざるを得ず、エリアによっては利用者減少により、経営が成り立たないため減便や廃便を余儀なくされているのが実情である。デマンド型乗合タクシーはその代替となる重要な交通手段であり、公金が投入されていることを鑑みれば、どの地域においても乗合による利用率を高めることが求められるが、現在の利用状況は運行地域によって差が生じている状態にある。

地域交通政策課の調査分析によると、まちづくり協議会等が発足し交通課題を自分事として捉え、自発的な地域活動が活発なエリアでは、デマンド型乗合タクシーの利用状況も良好である一方、地域活動が活発に行われていないエリアでは、デマンド型乗合タクシーの利用状況が低いという結果が現れているとのことである。

２．監査の結果及び意見

乗合による利用率の向上には市民による認知と理解が必須である。そこで、地域交通政策課は市民に対し、少し不便を伴うが将来にわたり長く交通手段を維持する将来像と、今何も手立てを行わないまま交通手段が減少する将来像を提示して、その差をわかりやすく解説することが必要である。更に、公金の有効活用と市民の生活しやすさのバランスにも配慮しながら、市と市民が今行動しなければならないことを共有し協働することを通して、市民の当事者認識を高める活動を行うことを検討されたい。

講じた措置の内容 【取組中】 デマンド型乗合タクシーを導入している各地域においては、地域住民、交通事業者、行政の三者協働により取組を進めてきました。 令和５年度は、同タクシーの持続可能性の向上を目的に、地域住民と協議を重ね、令和６年４月から、停留所の追加等、運行内容を見直すこととしました。 今後も、三者協働により持続可能な運行を目指し、利用促進に向けた更なる周知啓発や利便性と効率性の向上に資する取組を実施します。 （地域交通政策課）
（意見４－６）地域交通施策に対する市の財源の見直しについて（本報告書 102 頁）
１．事案の概要 ５年に１回実施する市民の意識調査結果をまとめた「令和元年度 大津市のまちづくりに関する市民意識調査（最終報告書）」によれば、市民の地域交通施策に対する重要性は５年前に比べ順位は９位、評点は 0.29 点高まっているのに対し、満足度は５年前に比べ順位は 29 位、評点は 0.29 点下がっている。特に満足度の順位は、全 40 施策のうち最も減少している（重要性と満足度の比較は、本報告書参照）。 最近の地域交通の充実を図る施策には、民間バスや民間鉄道以外の移動手段との連携がある。地域密着型の小売店による買い物客向け配送サービスとデマンド型乗合タクシー利用促進キャンペーンなどであり、直接地域交通に携わらない事業者との新しい活動などが検討されている。これ自体は望ましい動きであるものの、地域交通施策に割り当てられる市の財源が少ないからこそこの工夫であり、この工夫を中心にして市民の満足度を上げるには相当な時間が掛かると考えられる。 また、社会福祉協議会では住民から地域交通に関する相談が近年増加していることを受け、協議会事業として、移動・外出支援研修会などを実施し、先進事例を地域住民に共有する動きも見られるとのことである。その一方で、同まちづくりに関する市民意識調査の自由回答を閲覧すると、定住意向がない市民の回答には地域交通の不便さを挙げる人が目立った。特に高齢者になると住み続けることが難しいという意見が散見されている。 ２．監査の結果及び意見 これらの実情から考えても、市に住み続ける市民にとって地域交通の充実は既に切実な段階にあると言えることから、地域交通施策に財源を割り当てるよう、市全体の財源配分を見直すことを検討されたい。
講じた措置の内容 【取組中】 今後も、市民ニーズに沿った持続可能な地域交通施策の実施に必要な予算の確保に努めます。 （地域交通政策課）
（意見４－７）大津市バリアフリー推進協議会における事業見直しの対応について（本報告書 103 頁）

1. 事案の概要

大津市バリアフリー基本構想は平成 23 年 3 月に策定され、計画期間が 10 年間に設定されていた。10 年が経過した令和 3 年度末時点の進捗状況は、6 割程度は完了しているが、未だ完了していない事業が一定数存在し、中には施設が廃止されてバリアフリー事業が中止されたものの、バリアフリー事業が完了した後に施設廃止が決定されたものが生じているのが現状である。

2. 監査の結果及び意見

都市基盤を整備する事業計画の場合、10 年の間に人口動態の変化や住民や来訪者の行動様式の変化が生まれる可能性、それにより整備計画が現実にはそぐわなくなる可能性について予想すべきである。そして多額の公金投入や関係者の設備投資が前提となる事業であるため、市が主導して、10 年間の経過を待たずに定期的計画的に事業見直しを行うことが必要であったと考えられる。

市は今後、バリアフリー基本構想の見直しの際に、性別、年代、来訪目的ほか多様なプロフィールの利用者を想定し、当事者の意見を盛り込むためのアンケート調査や意見聴取の場への当事者の出席要請など工夫を凝らした対応を検討されたい。

講じた措置の内容

【取組中】

次期バリアフリー基本構想等の策定においては、関係団体等の意見聴取を行い、バリアフリー推進協議会で情報共有を図りながら、事業の評価手法等についても議論していきます。

(地域交通政策課)

(意見 4－12) 賃借料の決定手続について (本報告書 106 頁)

1. 事案の概要

比叡山坂本駅前自転車駐車場の土地賃貸借契約において、市は賃借料の計算に係る規則がないため、大津市公有財産等管理規則の賃貸料の計算に関する規定に従い賃借料を計算しているが、上記土地については実際に契約締結した金額が当該規定の原則的な計算額と乖離している事実が確認された。

同規則第 38 条第 2 項においては、原則的な算定額が賃貸借をしようとする土地又は建物の収益性又は近傍類似地の賃貸料、若しくは近傍同種の建物の賃貸料の水準を考慮して算出した額（以下、「収益性等を考慮して算出した額」という。）と比較して、不相応であると市長が認めた場合においては、当該考慮して算出した額を基準とするとされている。この場合、原則的な算定額ではなく、収益性等を考慮して算出した額を基準として賃料を決定することは認められている。

しかしながら、賃借料の計算に係る規則がないことから、例外的に賃貸料の計算に関する規定を準用し、かつ、原則的ではない方法で金額を決定しているのであれば、その決定に際してはより慎重に取り扱う必要があり、適切に検討がなされてその検討結果について承認が行われるべきである。だが、当該手続の実施事実を確認する資料については確認できなかった。

2. 監査の結果及び意見

市は今後、適切な検討及び承認手続を経て契約が締結されている事実を事後的に立証するため、上記手続について文書化し保存する必要がある。また、市として賃借料の計算に係る規則又はガイドライン等の必要性についても検討すべきである。
講じた措置の内容 【措置・改善済、検討中】 賃借料の決定については、当課における検討結果を文書化し、保存していきます。 全庁的に統一されたガイドライン等の整備については、関係課と共有し、協議していきます。 （建設監理課）
（意見 4－15）大津駅南口機械式駐車場撤去に伴う跡地活用について（本報告書 109 頁）
1. 事案の概要 市は、公共の駐車場として現在、5 箇所の公共駐車場と 7 箇所の月極駐車場を運営している。当初は、違法駐車対策を主な目的として整備したものであった。その後、周辺に民間駐車場が充足し一定の役割を終えたものもあることから、市の公共の駐車場のあり方についての方針が検討され、その中で廃止に向けた取組候補の一つとして大津駅南口公共駐車場を取り上げている。 同駐車場は機械式駐車場であるが、有人管理が必要であり、駐車設備の老朽化に伴い維持管理費が増大していることが課題となっており、事業の採算面では赤字を継続したことや自走式への改修や転用が困難であり、公共性が低く、現状では赤字額が大きいため、令和 2 年 3 月に閉鎖されている。 2. 監査の結果及び意見 今回、同駐車場を現場視察したが、老朽化した機械式駐車場であることに加えて、両隣にホテル棟と住宅棟があることにより、機械式駐車場の撤去のみならずその後の利活用に様々な制約条件を突き付けられていることが特徴的である。このため、他都市事例にあるような事業を廃止して民間活用するとしても、非常に複雑で難しい選択を求められ、跡地活用の可能性が乏しいことも想定される。 一方で、大津駅南口公共駐車場は JR 大津駅南口改札と直結しており、市にとって極めて交通の利便性の高い位置にある。今後は、上記の複雑な制約条件の中でも、この立地条件を最大限に生かした跡地活用を検討することが求められる。その際、市は都市計画マスタープランや立地適正化計画等、大津市道路及び交通に関する個別計画と連携することはもちろん、まちづくりやにぎわい創出の視点から様々な関係者との連携を始め、民間活力を引き出すサウンディング調査などの実施を踏まえて、跡地活用の実施可能性を検討されたい。
講じた措置の内容 【検討中】 大津駅南口機械式駐車場について、跡地活用の実現可能性の検討を引き続き行っています。 （建設監理課）

(5) 建設部広域事業課

（意見 5－1）当初の収支予算になかった項目の市の承認手続について（本報告書 114 頁）

1. 事案の概要

市は、新名神高速道路関連調整事務事業において、大津市南部三学区新名神対策協議会に運営補助金を交付している。令和3年度の運営費補助金申請時には、市は120千円の補助金を交付決定していた。だが、大戸川ダム対策協議会との合同視察研修経費の負担割合を当初の5分の3から3分の1に変更したことにより、本来なら46,900円の補助金返還の要請をするところ、当初の収支予算にはなかったデジタルカメラの購入や事務用品の購入への充当を認めたことにより、補助金返還要請をしなかった。

同協議会から収支予算の事前の相談があり、市としては了承したとのことだが、協議対応したものを協議録に残しているものの、特に収支予算の変更などの要請や承認手続についての書類は残されていない。

2. 監査の結果及び意見

本事業では、当初の収支予算に含まれてないものを市が承認する手続について所定のルールは定めておらず、どのような場合に市の承認が必要かについて、要件を明確にしないと恣意性が介入するリスクがある。また、予算を超える支出をする場合は、少なくとも団体の内規に基づく収支予算の変更の決定に基づき、市として是非判断の対応をする必要があったと考えられる。こうした変更手続が補助事業の変更に該当するのであれば、補助金交付基準の記載対象に入ってくることも想定される。

以上のことから、補助事業等に要する経費の配分の変更や当初の収支予算に含まれてないものについての取扱いなど、市の承認を要する場合の要件を明記する方が申請者にとっても分かりやすいことから、運営補助金交付基準などにこれらの要件を記載することを検討されたい。

講じた措置の内容

【方針決定】

申請者にとって分かりやすいよう、補助事業等に要する経費の配分の変更など、市の承認を要する場合における補助金交付基準の手続の見直しを進めていきます。

(建設監理課広域事業室)

(6) 都市計画部建築指導課

(意見6-1) 大津市狭あい道路拡幅整備促進計画における重点施策について(本報告書 124頁)

1. 事案の概要

市は、良好な居住環境の確保に加えて地域の防災機能の強化を図るため、生活道路整備促進事業について、各種条例や規則を整備し本事業の制度化を図っている。市は本事業を進めるに当たり、大津市狭あい道路拡幅整備促進計画を策定しており、本事業の個別計画として位置付けている。なお、平成23年4月事業開始の本事業による整備延長約2kmを単純に進捗率として求めると、本事業の対象となる道路の総延長約140kmに対する進捗率は0.7%（拡幅工事は片側ずつ行われるため、進捗率は両側に換算して140km×2で計算）と極めて低い数値を示している。

上記計画では地域別生活道路の内訳が記載されているが、市は整備対象となる生活道路の現

況についてその実態を把握していない。また、本事業では原則として土地所有者から寄附がない限り市道としての拡幅ができない制度となっているが、地域別に寄附を受けたものや寄附に至らなかったものなどを分析しているわけでもない。

これらのことから、市民が利用する道路の利便性や防災の観点からどの地域の生活道路を重点的に整備するか、あるいは土地所有者からの寄附を促進させるかについて、市は特段の方針や行動計画を示していない状況にある。

2. 監査の結果及び意見

現状の生活道路の整備率が極めて低い状況を勘案すると、この状況を改善するのにもっと上記計画を積極的に進める具体的かつ重点的な施策があつて良いはずである。そのためには、道路の利便性や防災の優先順位の観点から、どの地域の生活道路を重点的に整備すれば本事業の目的達成に貢献するかについて、検討する余地がある。また、申請者に対する個別のヒアリングやアンケート調査などから寄附に至らない要因分析をすることで、その結果から寄附に繋がる対応策を検討することが考えられる。

このように、本事業には制度上の制約がある中で、市は本事業に係る上記計画について、具体的かつ重点的な施策を打ち出して実行することを検討されたい。

講じた措置の内容

【取組中】

令和5年6月から、寄附件数を増やすための対応策として「事業協力（寄附）に至らない要因分析を行うための建築主への意識調査（アンケート）」を実施してきました。

その結果を踏まえ、「建築した後に事業協力を希望すると回答した建築主へのフォローアップ」を事業推進のための重点施策として行うことに決定しました。これは、外構工事が行われる前に、再度、事業協力への依頼を行い協力者の拡大に繋げていくものです。

具体的には、令和6年5月に対象者に対して、再度、事業協力への依頼を行う予定です。

（建築指導課）

（意見6－3）生活道路整備促進事業のより一層の推進と今後の対応について（本報告書 126頁）

1. 事案の概要

市の生活道路整備促進事業における整備状況は本事業の対象約140kmに対する整備率で0.7%と極めて低い状況であり、制度上の所々の制約がある中で少しでも改善するための手法として以下の事項が考えられるので、市は実施可能性について検討されたい。

2. 監査の結果及び意見

ウ) 生活道路整備促進事業の財源確保について

本事業の財源として、社会資本整備総合交付金の活用がある。この交付金が本事業の財源に占める比率が高いことから、市が本事業を継続する際の制約条件として社会資本整備総合交付金を手当てできるかどうかが課題となる。現状では、社会資本整備総合交付金が今後も継続的に保証される制度にはなっておらず、仮にこの交付金が活用できない場合は、本事業の規模の縮小や廃止などの影響が想定される。

社会資本整備総合交付金制度が直ちに廃止されることは考えにくいとしても、縮小する可能性も考えられることから、本事業の安定的な事業継続に向けた財源確保についても検討する必要がある。そのためには、本事業の必要性和費用対効果だけでなく、事業の計画的な実施と目標の設定による進捗管理を行うことについて、庁内の合意形成に向けた対応を検討されたい。

講じた措置の内容

ウ)【措置・改善済】

社会資本整備総合交付金については、国に対して継続的な財政支援の要望を行ってきたところ、5年間（令和10年度まで）の期限延長がなされることとなり、主要な財源として国庫から継続して支援を受けることが可能となりました。

令和5年度には、国土交通省が作成した「狭あい道路対策に関するガイドライン」に地方公共団体の先進事例として本市の取組が掲載されるなど、事業の成果が表れていることから、国庫からの支援を受けつつ、今後も引き続き事業を推進してまいります。

（建築指導課）

(7) 都市計画部市街地整備課

（意見7-1）道路土地の現況における情報共有について（本報告書 132 頁）

1. 事案の概要

都市計画道路3・4・50号桜かや線改良事業については、平成26年以降用地取得を進めており、その間地権者との交渉が難航していたが、監査期間中に地権者との交渉が妥結し、今後は道路拡幅工事等を進めることができることとなった。こうした用地買収は地権者との交渉が長引くことがあり、所管課としては道路工事が完了しないと道路を管理している路政課に道路土地を移管しない仕組みになっており、その間は所管換えが行われずに所管課で管理することになる。しかし、このような道路土地の現況について、所管課は特段、組織として路政課と情報共有をしていない。

2. 監査の結果及び意見

道路土地の現況については、現状では、区域変更、市道認定、整備に伴う事前協議等で所管課は路政課と担当者間で随時協議をしており、買収済の土地は土地台帳一覧やGIS（道路地図システム）で検索すれば、各土地の状況が各課で把握をすることができる仕組みはあるとのことである。

しかしながら、路政課としては、所管課からの所管換えの申請がない限り、どれくらいの道路土地が所管換え待ちの状況にあるかを把握することはできない状況にある。本件で言えば、桜かや線改良事業の用地買収が完了しておらず地権者との交渉が難航して道路供用開始の時期が未定である状況について、所管課が路政課と情報共有して協議した形跡は認められなかった。

市として、道路法上で管理すべき道路土地の現況や更新状況を全体的に管理する必要があると考えられることから、所管換えした道路土地、所管換え待ちとなっている道路土地、所管換えが困難な未利用の道路土地などの現況を適時適切に把握するために、道路土地の現況における更なる情報共有の仕組みの構築と運用を検討されたい。

講じた措置の内容 【取組中】 都市計画道路 3・4・50 号桜かや線改良事業は令和 5 年度中に完工したことから、今後、謄本や地積測量図などの資料とともに取得した用地を路政課へ引き継ぐ予定です。 今後、当課の施行する事業で用地取得を伴う場合は、路政課と情報共有を行うよう努めます。 (都市魅力創造課) 【取組中】 現状として新設道路を建設している各課から所管換えの申出が随時ありますが、今後も円滑に処理できるよう、当該各課への情報提供依頼を定期的に行うなど、担当課との情報共有に努めていきます。 (路政課)
(意見 7－2) 都市計画道路 3・4・50 号桜かや線改良事業の評価と公表について（本報告書 133 頁）
1. 事案の概要 都市計画道路 3・4・50 号桜かや線改良事業の目的は、堅田駅西口地区の活性化と交通の円滑化と機能的な幹線道路のネットワークの形成を図るとともに、歩車道分離による歩行者の安全な空間の確保を行うとしているが、市は本事業について施策評価や事務事業評価の対象となっていないため、事業評価を公表していない。 しかしながら、およそ地方公共団体が公金を投入して事業を実施しているにもかかわらず、当該事業の進捗管理と実施状況を評価して公表しないというのは適切な対応とは考えにくい。 2. 監査の結果及び意見 今回の監査で、仮に現時点において本事業を評価するとした場合を確認したところ、たとえば、事業目的との関連性の評価は「用地取得が完了していない残る 1 件の地権者との交渉が難航し、任意協議による用地取得が困難な状況であることから、事業目的は現時点において、未達成である（令和 4 年度以降に達成となる。）」と評価することになるとのことである。 このように、市は所管課において桜かや線改良事業の評価ができることから、その結果について施策評価や事務事業評価の対象となっていなくても、所管課としてその進捗状況について一定の評価を行うとともに、適時の公表を検討されたい。
講じた措置の内容 【取組中】 都市計画道路 3.4.50 号桜かや線については令和 5 年度中に完工したことから、今後、事業評価を行い、結果を公表する予定をしています。 (都市魅力創造課)
(意見 7－3) 膳所駅周辺整備推進事業のより一層の推進と今後の対応について（本報告書 135 頁）
1. 事案の概要 市は、膳所駅周辺整備推進事業についてサウンディング調査結果を議会に報告し、今後の駅南側駅前広場の整備に向けて周辺土地所有者の意見、意向を確認しながら整備の方向性につい

て検討を進めるとしている。現時点では土地所有者からの意向は示されていないものの、市街地再開発事業など事業手法を検討しながら整備の方向性を見定めたいとして、現時点で確定した実施方針、スケジュールは策定していない状況にある。

市は、PPP/PFI 手法の検討や実施方法等を定めた「大津市 PPP/PFI 導入と優先的検討規程」や「大津市 PFI 導入ガイドライン」を策定しているが、こうした規程等に基づく具体的な対応は今後の課題となっている。

2. 監査の結果及び意見

サウンディング調査結果から、南側駅前広場を単独で整備した場合の周辺の土地利用を阻害するおそれなど認識されている課題は相互に関連影響するものであり、市が本事業を効果的効率的に進めるためには、特に事業手法の整理など、今後も民間の専門的な知見等の活用が求められるものと考えられる。

市も現時点では、南側駅前広場の用地は民間事業者が所有するものであり、PPP/PFI 手法の導入については膳所駅南側の整備の方向性が見えた段階で事業手法の一つとして検討するべきという課題認識は持っている。このため、周辺土地所有者のメリットのある整備手法について、更なるサウンディング調査や民間提案制度などの PPP/PFI 手法を導入するとともに、市民の利便性だけでなくまちづくりや観光との連携を視野に入れた戦略を策定し、スピード感を持って整備案や基本方針を市民に公表することを検討されたい。

講じた措置の内容

【取組中】

令和 5 年度に実施した膳所駅南側駅前広場整備手法検討等業務委託の結果を基に、今後、周辺地権者等と南側周辺の土地利用について検討を進める予定です。

(都市魅力創造課)